

電子入札の導入について（お知らせ）

当市では入札業者の方々の利便性の向上を図るため、以下のとおり業務委託の一部の対象案件（2 対象業務を参照）においても電子入札を導入しておりますので、対象となる業者のうち、申請がお済みでない事業者の方は利用開始に向けてご準備をお願いします。

1 導入時期

令和6年度以降の入札から導入済み

2 対象業種

総務課契約係が発注する業務委託の案件のうち、

測量・建築設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント・地質調査・

不動産鑑定 の6業種に該当するもの

※上記以外の業種や物品等、各事業担当課において発注する案件、日向東臼杵広域連合の発注案件につきましては、当面これまでと同様に紙での入札となりますので、申請手続きは不要です。

3 申請手続

当市の電子入札システムは、宮崎県のシステム（電子入札コアシステム。以下「コアシステム」という。）を共同利用しているため、県のシステムと利用方法等は同じです。

（1） コアシステムを利用されている方

⇒当市に登録する必要がありますので、市ホームページに掲載する電子入札システム利用開始申請書を総務課へ提出してください。
（コアシステム以外をご利用の方は、設定環境確認後、提出。）

（2） 電子入札の経験のない方

⇒パソコンや電子入札のための周辺機器（カード、カードリーダー等）の購入と設定が必要となります。まずは、市ホームページの電子入札のご案内をご覧ください。

電子入札システム利用開始申請書については指名願い（競争入札参加資格審査申請書）とあわせて日向市総務課へ提出してください。